

利 用 料 金 (新)

市民文化ホール

		午前	午後	夜間	午前. 午後	午後. 夜間	全日	超過時間
		午前9時 ～正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	1時間ごと
大ホール 800席使用又は 全面平土間使用	平日	28,290	39,810	46,100	62,860	78,580	104,770	11,530
	土曜日、日 曜日、休日	34,580	48,190	54,480	75,430	94,290	125,720	13,620
大ホール	平日	19,800	27,870	32,270	44,000	55,000	73,340	8,070
522席 2階席閉鎖	土曜日、日 曜日、休日	24,200	33,740	38,140	52,800	66,000	88,000	9,540
大ホール	平日	19,800	27,870	32,270	44,000	55,000	73,340	8,070
234席 一部平土間 2階席閉鎖	土曜日、日 曜日、休日	24,200	33,740	38,140	52,800	66,000	88,000	9,540
小ホール	平日	5,240	7,340	8,910	11,530	14,670	19,910	2,100
	土曜日、日 曜日、休日	6,290	8,910	11,000	13,620	17,810	24,100	2,620
楽屋	楽屋1	530	740	840	1,260	1,580	2,100	210
	楽屋2	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420
	楽屋3	1,260	1,890	2,100	3,150	3,980	5,240	530
	楽屋4	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420
	楽屋5	840	1,050	1,260	1,890	2,310	3,150	320
会議室 全体	平日	1,050 / 1時間						
	土曜日、日 曜日、休日	1,260 / 1時間						
会議室 分割1室	平日	530 / 1時間						
	土曜日、日 曜日、休日	630 / 1時間						

生涯学習センター

		午前	午後	夜間	午前. 午後	午後. 夜間	全日	超過時間
		午前9時 ～正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	1時間ごと
ギャラリー全体	平日	7,550	10,900	11,740	18,440	22,630	30,180	2,940
	土曜日、日曜日、休日	9,220	12,580	13,410	21,790	25,980	35,200	3,360
ギャラリー1区画	平日	950	1,370	1,470	2,310	2,830	3,780	420
	土曜日、日曜日、休日	1,160	1,580	1,680	2,730	3,250	4,400	530
大ホールまたは小ホール使用者が楽屋と併せてギャラリーを使用する場合、2区画を基本とした使用	平日	1,260	1,890	1,890	3,150	3,780	5,030	420
	土曜日、日曜日、休日	1,470	2,100	2,310	3,570	4,400	5,870	630
サブギャラリー	平日	1,050	1,470	1,680	2,520	3,150	4,190	420
	土曜日、日曜日、休日	1,260	1,890	2,100	3,150	3,980	5,240	530
音楽室	平日	630 / 1時間						
	土曜日、日曜日、休日	840 / 1時間						

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計をいう。
- 2 平日とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 大ホール、小ホール、会議室(単独使用をする場合に限る。)、ギャラリー、サブギャラリー、又は音楽室を使用する場合で明らかに営利宣伝の目的で使用する時、又は入場料(入場料、会費、会場整理費、その他、名称のいかんにかかわらず入場することに関し徴収する入場の対価をいう。)の額(2種類以上の異なる定めがあるときは、その最高額とする。)が2,000円を超えるときは、利用料金(付帯設備等の料金を除く。以下同じ。)の5割を乗じて得た額を加算する。
- 4 一時預かり児童とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する事業又はこれに準じた事業を受ける児童をいう。
- 5 この条件により指定管理者に管理させる施設のうち、この表に定めのないものの利用料金の額については、この表の額を参考にあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。

市民文化ホール附帯設備使用料（新）

舞台設備

音響反射板	大ホール	1式	5,240
	小ホール	1式	1,050
演台		1台	530
司会者台		1台	320
指揮者台(指揮者用譜面台セット含む)		1式	530
譜面台		1台	110
譜面灯		1台	60
所作台(化粧框を含む)		1式	5,240
平台		1枚	110
箱馬		1個	60
開き足		1脚	110
金屏風		1双	2,100
銀屏風		1双	2,100
緋毛氈		1枚	210
高座用座布団		1枚	210
上敷		1枚	210
プログラムスタンド		1台	110
地絨(黒・グレー)		各1枚	2,100
紗幕(黒・白)		各1枚	2,100
バレエシート(グレー)		1式	4,190
移動姿見		1台	210
ドライアイスマシン(ドライアイスは別)		1台	2,100
コントラバス用イス		1脚	110

舞台照明設備

フットライト	大ホール	1台	420
アッパーホリゾントライト	大ホール	1列	1,580
	小ホール	1列	1,050
ローアホリゾントライト	大ホール	1列	1,580
	小ホール	1列	1,050
ピンスポットライト	大ホール 2KW	1台	2,100
	小ホール 1KW	1台	1,050
スポットライト	2KW 大・小ホール	1台	840
	1.5KW 大・小ホール	1台	530
	1KW 大・小ホール	1台	320
	0.5KW 大・小ホール	1台	210
エフェクトスポットライト		1台	530
エリプソイダルスポットライト		1台	840
シールドビーム型スポットライト		1台	530
ディスクマシン		1台	530
スパイラルマシン		1台	530
マルチストロボ		1台	530
波マシン		1台	530
ミラーボール		1台	530
星球セット		1式	2,100
Aセット(講演会・研修会用)	大ホール	1式	6,290
	小ホール	1式	3,150
Bセット(式典・総会用)	大ホール	1式	10,480
	小ホール	1式	4,190
Cセット(音響板用)	大ホール	1式	10,480
Dセット(平土間用)	大ホール	1式	10,480
シーリングライト	1.5KW 大ホール	1列8台	3,150
	2KW 大ホール	1台	840
フロントサイドライト	大ホール	1列3台	950
天井反射板ライト	大ホール	1式	3,150

音響設備

スピーカー (モニター)	大ホール	1台	1,050
	小ホール	1台	1,050
有線マイク	大小ホール	1本	1,050
ワイヤレスマイク	大小ホール	1本	1,580
3点吊り	大ホール	1式	3,150
カセットデッキ	大小ホール	1台	1,050
CDプレイヤー	大小ホール	1台	1,050
MDプレイヤー	大小ホール	1台	1,050
DATデッキ	大小ホール	1台	1,050
サブミキサー	大小ホール	1台	3,150
マルチケーブル	大小ホール	1本	530
ダイレクトボックス	大小ホール	1台	1,050
書画カメラ卓	大ホール	1式	2,100
カラオケ機	大小ホール	1式	5,240
拡声装置	大ホール	1式	5,240
	小ホール	1式	3,150

映写設備

映写機16mm(スクリーン含む)	大ホール	1式	5,240
ビデオプロジェクター (スクリーン含む)	大ホール	1式	5,240
スクリーン	大ホール	1式	1,580
プロジェクター (スクリーン含む)	小ホール	1式	3,150
スクリーン	小ホール	1式	1,050
移動スクリーン	大小ホール	1台	530
オーバーヘッドプロジェクター(スクリーン含む)		1台	1,050

その他 (楽屋・ 会議室を 除く)

グランドピアノ(イス含む)	スタインウェイ	大ホール	1台	10,480
	YAMAHA	小ホール	1台	3,150
展示パネル(照明付)			1枚	530
ホワイトボード			1台	210
茶道用備品			1式	1,050

会議室

移動型プロジェクター(スクリーン含む)	1台	3,150
オーバーヘッドプロジェクター(スクリーン含む)	1台	1,050

生涯学習センター附帯設備等使用料金

ギャラリー	展示パネル(フック含む)	1枚	210
	スポットライト	1台	110
その他	マイク付ポータブルデッキ	1台	1,050
	移動型プロジェクター(スクリーン含む)	1台	3,150
	オーバーヘッドプロジェクター(スクリーン含む)	1台	1,050
音楽室	ドラムセット	1式	320
	アップライトピアノ	1台	320
	移動型スピーカー	1台	320
	マイク	1本	320
	ワゴンアンプ	1式	530
	ギターアンプ	1台	320
ベースアンプ	1台	320	

備考

- 1回あたりの利用料金とは午前・午後・夜間の各区分における使用ごとに1回として算定する。
- ピアノの利用料金には調律料は含まれない。
- 舞台、照明、音響等に関し、技術等必要な人材、器材等の要請に当たっては別に実費を徴収する。
- 機器を持ち込み施設の電気を使用するときは、当該機器の定格消費電力1キロワットにつき使用時間1時間までごとに20円を徴収する。